令和6年第1回羽村·瑞穂地区学校給食組合 記義 会 (臨 時 会) 会 議 録

令和6年4月15日(月)午後1時30分より、令和6年第1回羽村・瑞穂地区学校給 食組合議会(臨時会)を西多摩衛生組合会議室に招集した。

- 1. 出席議員 6 名
 - 1 番 櫻沢 裕人 2 番 野崎 和也 3 番 川島 靖弘
 - 4 番 奥泉 淳広 5 番 下澤 章夫 6 番 浜中 順
- 2. 欠席議員 0 名
- 3. 出席説明者

管 副管理者 理 者 橋 本 弘 山 杉 浦 裕 之 会計管理者 早野正博 育 文 雄 教 長 儘 田 事務局長 田中智文 給食課長 田島 築 職員係長 渡辺佳則 庶務係長 武藤道浩 管理給食係長 瀧島淳介

4. 本日の日程は、次のとおりである。

議事日程(第1号)

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第6号 令和6年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算 (第1号)について

日程第 4 議案第7号 「専決処分の承認を求めることについて」

(羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与

に関する条例の一部を改正する条例)

日程第 5 議案第8号 「専決処分の承認を求めることについて」 (特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償

に関する条例の一部を改正する条例)

日程第 6 議案第9号 教育委員会委員の任命について

開会時刻 午後1時30分

- ○議長(下澤章夫) こんにちは。ただいまの出席議員は6名です。定足数に達しておりますので、ただいまから、令和6年第1回羽村・瑞穂地区学校給食組合議会臨時会を開会いたします。議事日程に入る前に、管理者から発言の申し出がありますので、これを許します。
- ○管理者(橋本弘山) 皆さま、こんにちは。

ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。本日、「令和6年第1回羽村・瑞穂地区学校給食組合議会臨時会を招集申し上げましたところ、公私とも御多忙の中、議員各位の御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、日ごろより、当組合の運営につきまして、深い御理解と御協力を賜り、また、昨年度も、安全で安心な給食の提供ができましたこと、重ねてお礼申し上げます。今年度につきましても、徹底した衛生管理に努め、職員の感染防止を図るとともに、効果的な事業の運営を行い、安全、安心な学校給食の提供に努めてまいります。

本日、御提案申し上げさせていただきます議案は、「補正予算案件1件」「専決処分の 承認案件2件」、「人事案件1件」の4件でございます。いずれも重要な案件でございま すので、よろしく御審議の上、御承認、御同意いただきますようお願い申し上げ、極め て簡単でございますが、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(下澤章夫) 以上をもって、管理者の発言は終わりました。

これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付してあります 「議事日程第1号」のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第71条の規定に基づき、2番 野崎和也議員、3番 川島靖弘議員を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についての件を議題といたします。お諮りいたします。 本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 (「異議なし」と呼ぶ声あり) ○議長(下澤章夫) ご異議なしと認めます。よって会期は、本日1日と決定いたしました。

次に、日程第3、議案第6号「令和6年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算(第1号)」の件を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

- ○管理者(橋本弘山) 議長、管理者です。
- ○議長(下澤章夫) 橋本管理者。
- ○管理者(橋本弘山) 議案第6号「令和6年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算(第 1号)」につきまして、御説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億2千821万9千円を追加し、予算の総額歳入歳出それぞれ5億4千30万7千円とするものであります。

羽村・瑞穂地区学校給食センターでは、給食食材費の価格高騰などに伴い、現行の学校給食費では、献立の質や多様性、そして児童・生徒の成長に必要な栄養価を維持していくことが困難なことから、令和6年4月から、学校給食費を改定することとしました。

一方、このような物価上昇が続く中で、学校給食費は子育て世帯にとって大きな負担となっていることから、保護者の学校給食費の負担軽減を図るため、令和6年度予算において、羽村市、瑞穂町からは、それぞれ学校給食費保護者負担軽減事業を予算計上していただきました。

今回の補正は、羽村市、瑞穂町で3月の定例会において、予算計上された補助額に基づき、補正予算として措置するものであります。

補正の内容ですが、まず歳入につきましては、雑入に学校給食費保護者負担軽減事業補助金として、羽村市からは、学校給食費改定分に相当する3千93万9千円、瑞穂町からは、学校給食費無償化に相当する9千728万円を措置したものです。

歳出につきましては、学校給食の食材費の支払いについては、公会計である組合予算からではなく、私費会計である「羽村・瑞穂 地区学校給食センター学校給食費会計」より支払うことになることから、歳入額と同額である1億2千821万9千円を給食費会計へ学校給食用食材料購入費補助金として、措置したものであります。

以上、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○議長(下澤章夫) これをもって提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下澤章夫) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。これより計論に入りますが、通告がありません。ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下澤章夫) 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。これにり議案第6号「令和6年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算(第1号)」の件を採決いたします。お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下澤章夫) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定されました。

次に、日程第4、議案第7号「専決処分の承認を求めることについて」(羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)の件を議題とたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

- ○管理者(橋本弘山) 議長、管理者です。
- ○議長(下澤章夫) 橋本管理者。
- ○管理者(橋本弘山) 議案第7号「専決処分の承認を求めることについて」(羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)につきまして、御説明申し上げます。

本案は、令和5年東京都人事委員会勧告を勘案し、令和5年4月以降、給与改定を実施した構成市町の動向に合わせ、「羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例」の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分させていただきました。

このことから、同法第179条第3項の規定に基づき、議会に報告し、承認を求めるものであります。

改正の内容は、東京都人事委員会勧告に基づき、給与水準の公民較差解消のため、給料表を改定すること、及び、期末、勤勉手当の支給月数を引き上げるとともに、地域手当の支給割合について、令和6年度に限り、8.8パーセントとし、部長職の管理職手当の減額措置を令和7年3月31日まで延長するものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行したものであります。

細部につきましては、事務局長から説明いたしますので、よろしく御審議の上、御承 認くださいますようお願いいたします。

- ○事務局長(田中智文) 議長、事務局長です。
- ○議長(下澤章夫) 田中事務局長。
- ○事務局長(田中智文) それでは、議案第7号の細部につきまして、御説明いたします。 お手元に配布いたしました議案第7号資料「羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職 員の給与に関する条例 新旧対照表」の1ページをご覧ください。

まず、第23条は、勤勉手当の改定です。第2項において、職員の勤勉手当の支給月数は6月、12月、ともに100分の107.5、つまり、1.075月としておりますが、それぞれ100分の5ずつ引き上げ、100分の112.5とするものであります。第3項は、定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の支給月数を規定しておりまして、現在の100分の52.5としている支給月数を100分の55とするものであります。

次に、2ページをご覧ください。付則第4項ですが、管理職手当に関する暫定措置の改正についてです。令和2年4月1日から令和6年3月31日 までの間、部長職における管理職手当の月額「9万4千円」を「8万9千300円」に5パーセント減額しているものを、令和7年3月31日までの期間に延長しようとするものであります。

次に、付則第5項及び第6項の地域手当に関する暫定措置の改正です。地域手当の支給割合については、本則、第11条第2項で100分の18と規定しているところ「令和6年4月1日から当分の間、100分の10とする。」としております。これを「令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間にあっては、100分の8.8」とし「令和7年4月1日から当分の間、100分の10」とするものであります。

次に、3ページをご覧ください。一般行政職の職員に適用する別表第1「一般職給料表 (1)」の改定につきましては、初任層に重点を置き、全級、全号俸について、定年前再任用短時間勤務職員も含めまして改定するものであります。

15ページをご覧ください。「備考」第1項は、短大卒の初任給を規定しておりまして、現行の16万2千500円から17万400円に7千900円引き上げるものです。第2項は、大卒の初任給を規定しておりましたが、給料表の1級の29号俸の給料月額19万6千200円とするため、「備考」第2項は削除するものとなります。これによりまして、大卒の初任給は現行の18万7千900円から19万6千200円に8千3

00円引き上げることになります。

次に、別表第2「一般職給料表(2)」は、技能労務職の職員に適用するものであります。全級、全号俸について、定年前再任用短時間勤務職員も含めまして、「一般職給料表(1)」と同様に改定するものであります。

36ページをご覧ください。付則第1項及び第2項は、施行期日等に関する規定となります。付則第2項第1号に規定しております「一般職給料表(1)」及び「一般職給料表(2)」の改正規定は、令和5年4月1日にさかのぼって適用しようとするものであります。第2号は、条例第23条の勤勉手当の改正規定及び付則第4項の特例措置について、令和5年12月1日にさかのぼって適用しようとするものであります。付則第3項は、令和5年4月1日から、この条例の施行の日の前日までの間に、給料に変動のあった職員について、給料表改定に伴う取扱いなどを規定するものであります。

37ページをご覧ください。付則第4項は、令和5年12月に支給する勤勉手当の特例措置であります。既に令和5年6月に1.075月分の勤勉手当の支給を行っておりますので、年間の期末・勤勉手当の支給月数が4.65月、勤勉手当の年間支給月数で言いますと2.25月となるよう、令和5年12月に支給する勤勉手当については100分の117.5とするとともに、定年前再任用短時間勤務職員についても同様に100分の57.5としようとするものであります。付則第5項は、給与の内払の規定でありまして、改正前の職員の給与に関する条例に基づき、すでに支払われました給与については、新条例の内払いとするものであります。

以上、議案第7号の細部説明とさせていただきます。

- ○議長(下澤章夫) これをもって提案理由並びに内容説明は終わりました。これより質 疑に入ります。質疑ありませんか。
- ○5番(浜中順) 議長、浜中です。
- ○議長(下澤章夫) 浜中議員。
- ○5番(浜中順) 確認ですが、この給料表は羽村市のものと同様のものと思いますが、 瑞穂町から派遣された職員も、同様の適用を受けるものと考えてよろしいでしょうか。
- ○事務局長(田中智文) 議長、事務局長です。
- ○議長(下澤章夫) 田中事務局長。
- ○事務局長(田中智文) 職員の給与の取り扱いについてですが、瑞穂町の職員の派遣に 関する協定書の中では、第4条で派遣職員の給与は、当該職員が、甲に勤務しているこ

ととした場合に受けることができる額を保障するものとし、乙が支給するものとされています。つまり、瑞穂町で受けているそのままの給料表の給料月額と地域手当につきましては、瑞穂町の職員は10%と規定していますので、そこが羽村市との違いであって、不均等が生じないように、瑞穂から派遣された職員の地域手当については瑞穂町の職員と同様に10%を支給することになっています。

- ○5番(浜中順) 分かりました。
- ○議長(下澤章夫) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下澤章夫) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。これより討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。これより議案第7号「専決処分の承認を求めることについて」(羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)の件を採決いたします。お諮りいたします。本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下澤章夫) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、日程第5、議案第8号「専決処分の承認を求めることについて」(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例)の件を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

- ○管理者(橋本弘山) 議長、管理者です。
- ○議長(下澤章夫) 橋本管理者。
- ○管理者(橋本弘山) 議案第8号「専決処分の承認を求めることについて」(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例)につきまして、御説明申し上げます。

本案は、非常勤特別職の報酬の支給方法及び費用弁償に係る規定を改めるため、条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分させていただきました。このことから、同法第179条第3項の規定に基づき、議会に報告し、承認を求めるも

のであります。

改正の内容は、報酬の支給方法について、「一般職の職員の給与及び旅費の支給方法の例による」とされている規定を改め、日額報酬、月額報酬、年額報酬など、報酬の種類ごとに支給方法を規定するものであります。

また、羽村市の区域外に居住する特別職の職員の通勤に係る費用弁償について、新たに規定するほか、車賃の額を実費に改めるなどの改正を行うものであります。

なお、この条例は令和6年4月1日から施行したものです。

細部につきましては、事務局長から説明いたしますので、よろしく御審議の上、御承 認くださいますようお願いいたします。

- ○事務局長(田中智文) 議長、事務局長です。
- ○議長(下澤章夫) 田中事務局長。
- ○事務局長(田中智文) それでは、議案第8号の細部につきまして、御説明いたします。 お手元に配布いたしました議案第8号資料「特別職で非常勤のものの報酬及び費用弁 償に関する条例 新旧対照表」の1ページをご覧ください。

まず、現行条例の第2条は報酬についての規定です。第2項から第5項まで報酬について定めており、また、現行条例第4条で支給方法を定めておりますが、これらを整理した上で、報酬の支給方法として新条例の第3条に規定します。第3条第1項から第4項までは、報酬の種類ごとに支給方法をそれぞれ規定するものです。第1項は、日額報酬の支給方法を、第2項は、月額報酬の支給方法を、第3項は、年額報酬の支給方法を、第4項は、1回当たりの支給方法を定めております。また、新たに第4条で、月又は年度の途中の就職者等に係る報酬の支給について規定します。

3ページをご覧ください。新条例第5条は、費用弁償の規定です。第4項において、 羽村市の区域外に居住する特別職の職員が交通機関を利用して通勤した場合の鉄道賃 及び車賃の実費を費用弁償として支給することができる規定を新たに設けます。

4ページをご覧ください。次に別表第1ですが、文言の整理をするものです。

別表第2の車賃について「1キロメートルにつき23円」としているものを「実費」 に改めようとするものです。

なお、付則第2項につきましては、報酬及び費用弁償の支給に係る経過措置を設けようとするものです。

以上、議案第8号の細部説明とさせていただきます。

○議長(下澤章夫) これをもって提案理由並びに内容説明は終わりました。これより質疑

に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下澤章夫) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。これに り討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下澤章夫) 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。これより議案第8号「専決処分の承認を求めることについて」(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例)の件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下澤章夫) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、日程第6、議案第9号「教育委員会委員の任命について」の件を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

- ○管理者(橋本弘山) 議長、管理者です。
- ○議長(下澤章夫) 橋本管理者。
- ○管理者(橋本弘山) 議案第9号「教育委員会委員の任命」につきまして、御説明いた します。

平成26年4月から羽村・瑞穂地区学校給食組合教育委員会委員としてお力添えをいただいておりました鳥海俊身氏が、本年4月14日をもちまして、辞任されました。

つきましては、鳥海氏の後任として、大井克己氏を教育委員会委員として任命いたしたく、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第4条第2項の規定により、議会の御同意をいただくため、本案を提出するものであります。

大井氏の住所は、瑞穂町大字箱根ケ崎2番地1、生年月日は、昭和40年1月5日、 任期につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第5条の規定により、前任者の残任任期となりますので、令和6年4月15日から令和9年3月31日までであります。

大井氏の主な経歴は、お手元に配付しております議案第9号資料のとおりですが、御本人は、瑞穂町の教育長であり、極めて人格が高潔で優れた識見をお持ちであることから、教育委員会委員としてふさわしい方であります。

以上、よろしく御審議のうえ、御同意くださいますようお願いいたします。

○議長(下澤章夫) これをもって提案理由の説明は終わりました。これより、質疑を行います。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下澤章夫) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。これより計論に入りますが、通告がありません。ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下澤章夫) 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。これより議案第9号「教育委員会委員の任命について」の件を採決いたします。お諮りいたします。本件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下澤章夫) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。これにて閉会いたします。大変ご苦 労さまでした。

午後1時55分 閉会